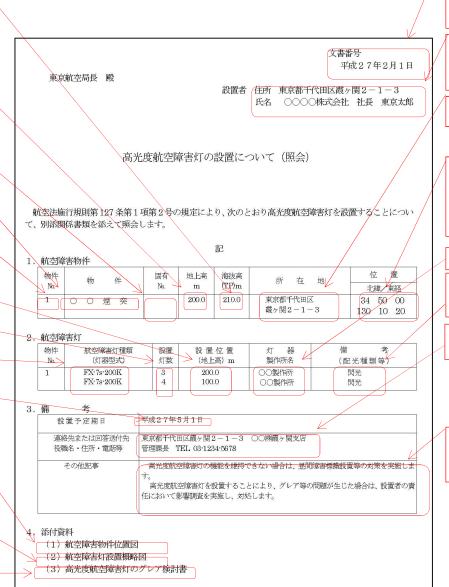
## 記入例(高光度航空障害灯の設置照会)

●東京湾の平均海面から物件の最頂部まで の高さを記入。単位は「m(メートル) 」とし、小数点第1位まで記入(小数点 第2位を四捨五入)。

ただし、東京湾平均海面が適用できない 地域はその地域での平均海面とする。

- ●地表又は水面より物件の最頂部までの高さを記入。単位は「m(メートル)」とし、小数点第1位まで記入(小数点第2位を四捨五入)。
- ●固有No.がある場合は記入する(ない場合は、斜線か項目を削除して良い)。
- ●物件名称を記入する。 例:●●煙突 ××鉄塔
- ●複数ある場合は一連番号を記入する。
- ●設置位置(地上高又は水面高)を小数点 第2位を四捨五入し、小数点第1位まで 記入する。
- ●設置灯数を記入する。
- ●型式を記入する。
- ●設置予定期日を記入する(海岸から5km 以内に設置する場合は海上保安庁と調整 を行う必要があるので、3ヶ月前までに 相談してください)。
- ●国土地理院発行の1/2万5千または 1/5万の地図に物件位置を記入する。
- ●空港近接物件については空港の制限表面の制限範囲を記入する。
- ●灯器型式、取り付け高さ、設置個数を立 面図等に記入する。
- ●物件の周囲状況、視認位置一覧表、視認 位置抽出理由、角膜照度計算書結果及び 検討結果を添付する。



- ●文書番号は、届出書の発簡文書番号を記入する(ない場合は不要)。
- ●日付は、照会書提出時に記入する。
- ●設置者は、物件の財産管理責任者以上 の者とする(押印はなくても可)。
- ●物件の所在地を都道府県から記入する。
- ●世界測地系による北緯、東経とし秒単位まで記入する(秒以下は小数点第1位を四捨五入)。
- ●架空線の場合は、支持物件の北緯、東経を記入する。
- ●航空障害灯の灯器メーカーを記入する。
- ●航空障害灯の配光を記入する(「閃光」)。
- ●連絡先もしくは回答書送付先を記入 する。

●機能が維持できない場合の対応方法や グレア等の問題が生じた場合の対応方 法を記載する。